



金 沢 市 公 報

号外第 3 1 号

平成27年(2015年)12月28日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ	
● 公 告		
○金沢市農用地利用集積計画を定めたことについて (農業委員会事務局)	1	
● 教育委員会告示		
○平成13年教育委員会告示第4号(金沢市伝統的建造物群保存地区保存条例の規定に基づく伝統的建造物群保存地区の保存に関する計画を定めたことについて)の一部改正について (歴史建造物整備課)	1	○平成27年教育委員会告示第14号(平成24年教育委員会告示第5号(金沢市伝統的建造物群保存地区保存条例の規定に基づく伝統的建造物群保存地区の保存に関する計画を定めたことについて)の一部改正について)の取消しについて (") 6
○平成23年教育委員会告示第5号(金沢市伝統的建造物群保存地区保存条例の規定に基づく伝統的建造物群保存地区の保存に関する計画を定めたことについて)の一部改正について (")	3	○平成24年教育委員会告示第5号(金沢市伝統的建造物群保存地区保存条例の規定に基づく伝統的建造物群保存地区の保存に関する計画を定めたことについて)の一部改正について (") 7

公 告

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により金沢市農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告します。

なお、当該金沢市農用地利用集積計画を金沢市農業委員会事務局に備え置いて縦覧に供します。

平成27年12月28日

金 沢 市 長 山 野 之 義

教 育 委 員 会 告 示

●金沢市教育委員会告示第22号

平成13年教育委員会告示第4号(金沢市伝統的建造物群保存地区保存条例の規定に基づく伝統的建造物群保存地区の保存に関する計画を定めたことについて)の一部を次のように改正する。

平成27年12月28日

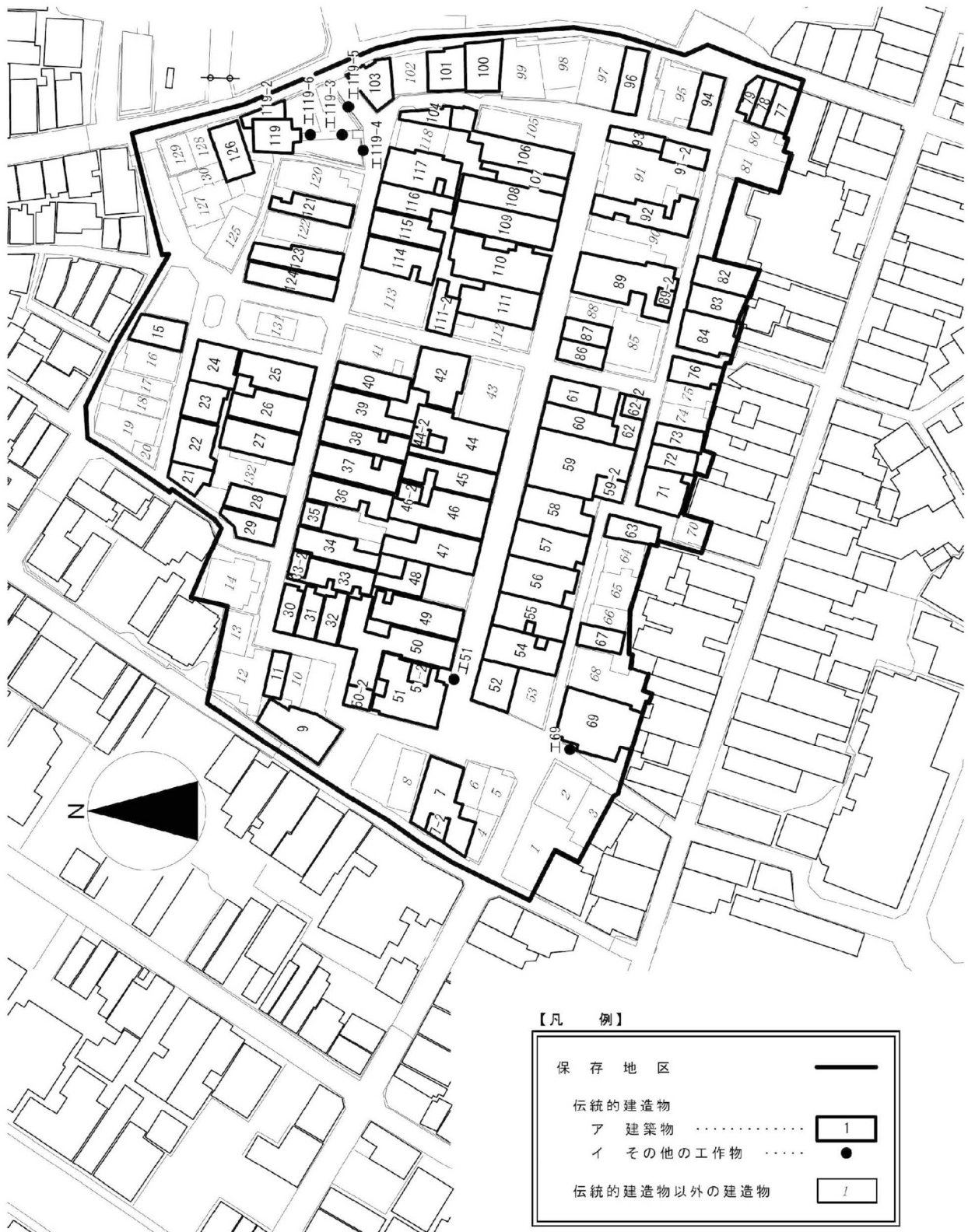
金 沢 市 教 育 委 員 会 委 員 長 田 邊 俊 治

別表第1に次のように加える。

94	54	主 屋	1 棟	金沢市東山1丁目14番4号
----	----	-----	-----	---------------

別図第2を次のように改める。

別図第2 伝統的建造物に係る図面



●金沢市教育委員会告示第23号

平成23年教育委員会告示第5号（金沢市伝統的建造物群保存地区保存条例の規定に基づく伝統的建造物群保存地区の保存に関する計画を定めたことについて）の一部を次のように改正する。

平成27年12月28日

金沢市教育委員会委員長 田 邊 俊 治

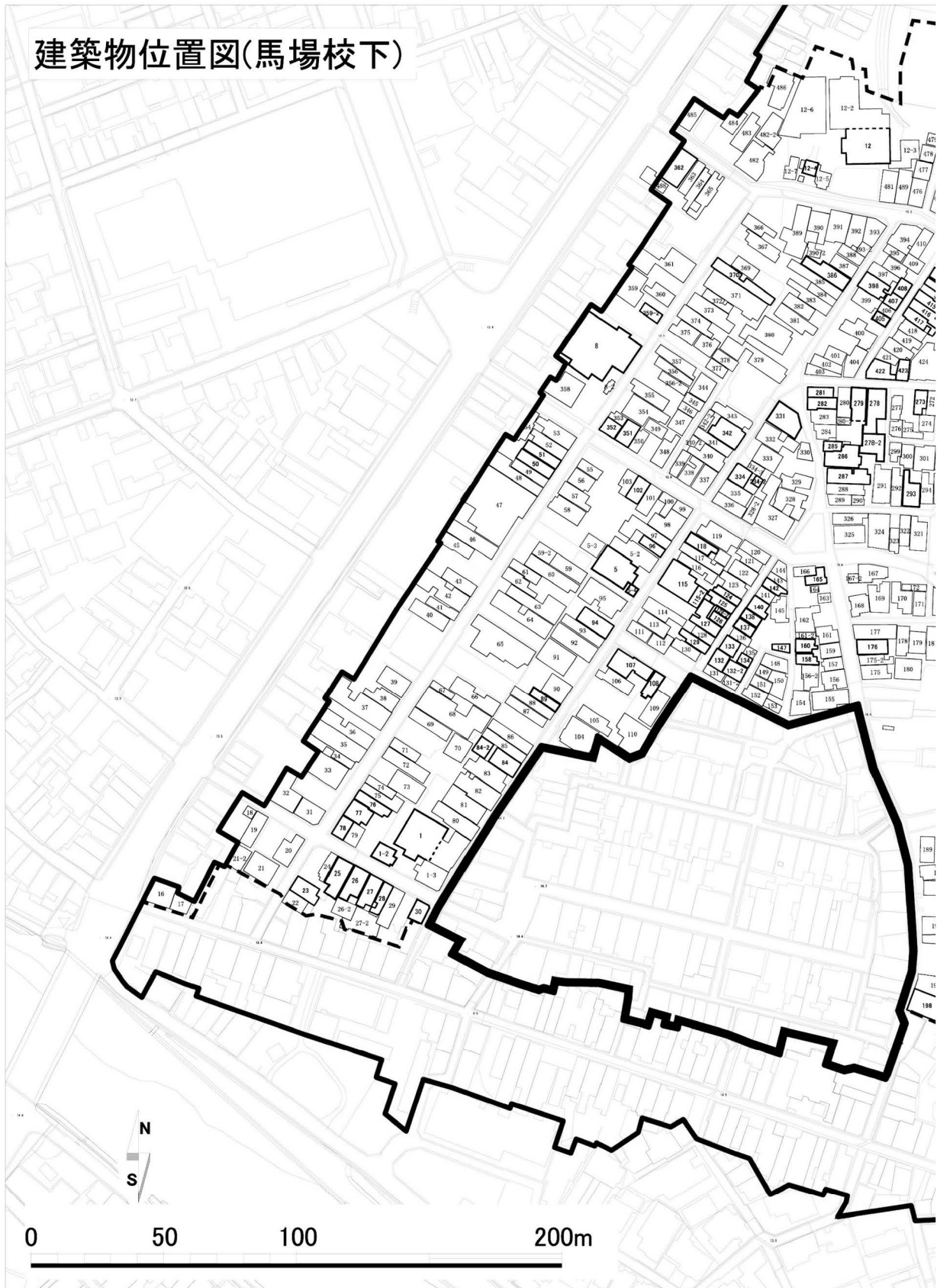
別図第2-1を次のように改める。

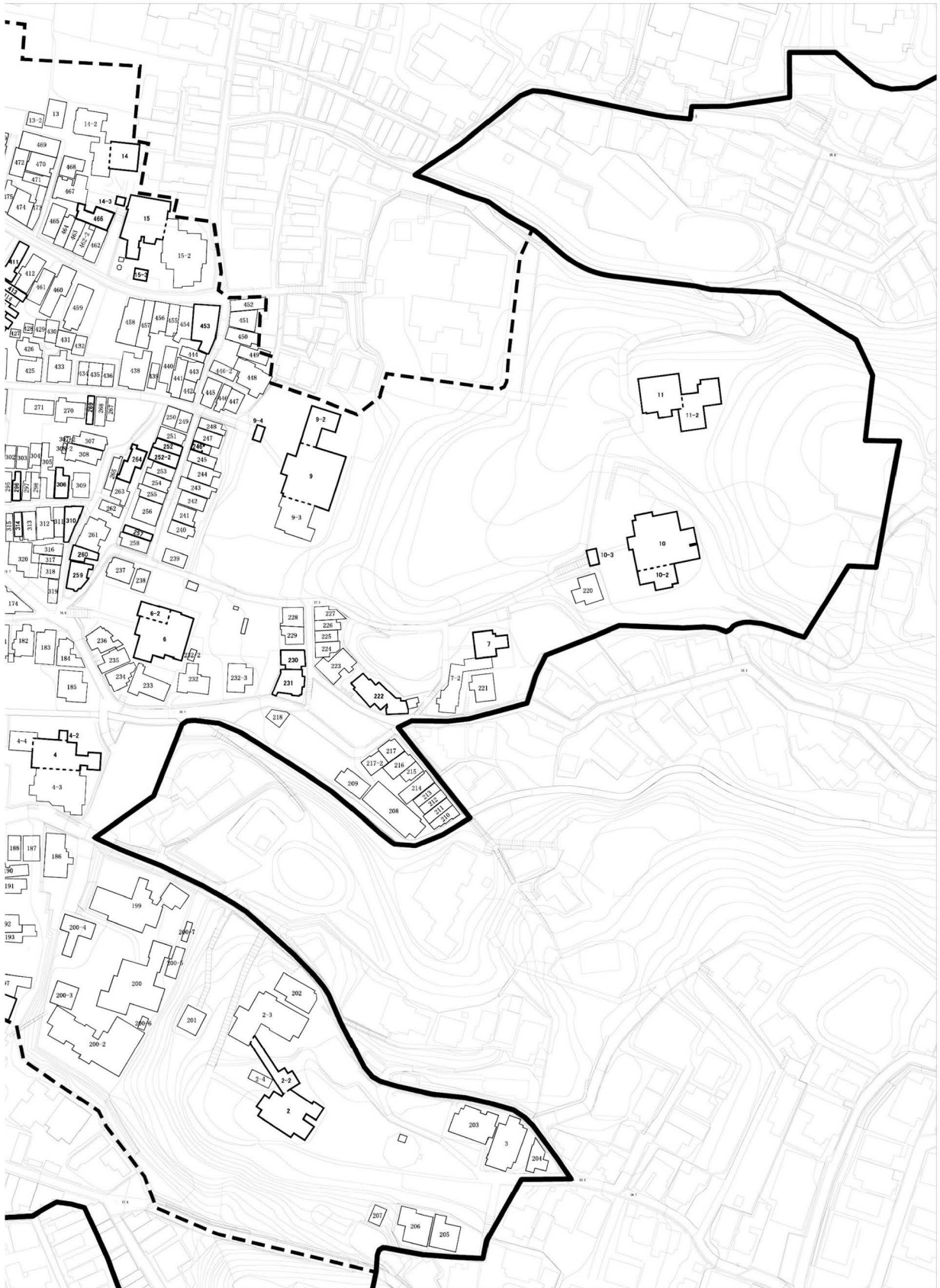
別図第2-1 伝統的建造物（建築物）に係る図面（全体）

（別図第2-1は、登載を省略し、当該図面を金沢市役所都市政策局歴史文化部歴史建造物整備課において縦覧に供します。）

別図第2-3を次のように改める。

別図第2-3 伝統的建造物(建築物)に係る図面(馬場校下部分)





別表第 1 中

112	B386	主屋	1 棟	金沢市東山 2 丁目 3 番 21 号		を
113	B 1	本堂	1 棟	金沢市東山 1 丁目 4 番 40 号 (圓長寺)		
114	B 1 - 2	輪堂	1 棟	金沢市東山 1 丁目 4 番 40 号 (圓長寺)		に
115	B89	主屋	1 棟	金沢市東山 1 丁目 4 番 30 号		
116	B405	主屋	1 棟	金沢市東山 2 丁目 7 番 13 号		

改める。

●金沢市教育委員会告示第24号

平成27年教育委員会告示第14号（平成24年教育委員会告示第5号（金沢市伝統的建造物群保存地区保存条例の規定に基づく伝統的建造物群保存地区の保存に関する計画を定めたことについて）の一部改正について）を取り消す。

平成27年12月28日

金沢市教育委員会委員長 田 邊 俊 治

取り消す事由

金沢市寺町台伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物について、経年劣化等により当該建造物の維持が困難であるとして解除を行ったが、維持保全に向けた修理方法の再検討により当該建造物の伝統的建造物としての保全が可能であることが判明したため。

●金沢市教育委員会告示第25号

平成24年教育委員会告示第5号（金沢市伝統的建造物群保存地区保存条例の規定に基づく伝統的建造物群保存地区の保存に関する計画を定めたことについて）の一部を次のように改正する。

平成27年12月28日

金沢市教育委員会委員長 田 邊 俊 治

別図第2-1を次のように改める。

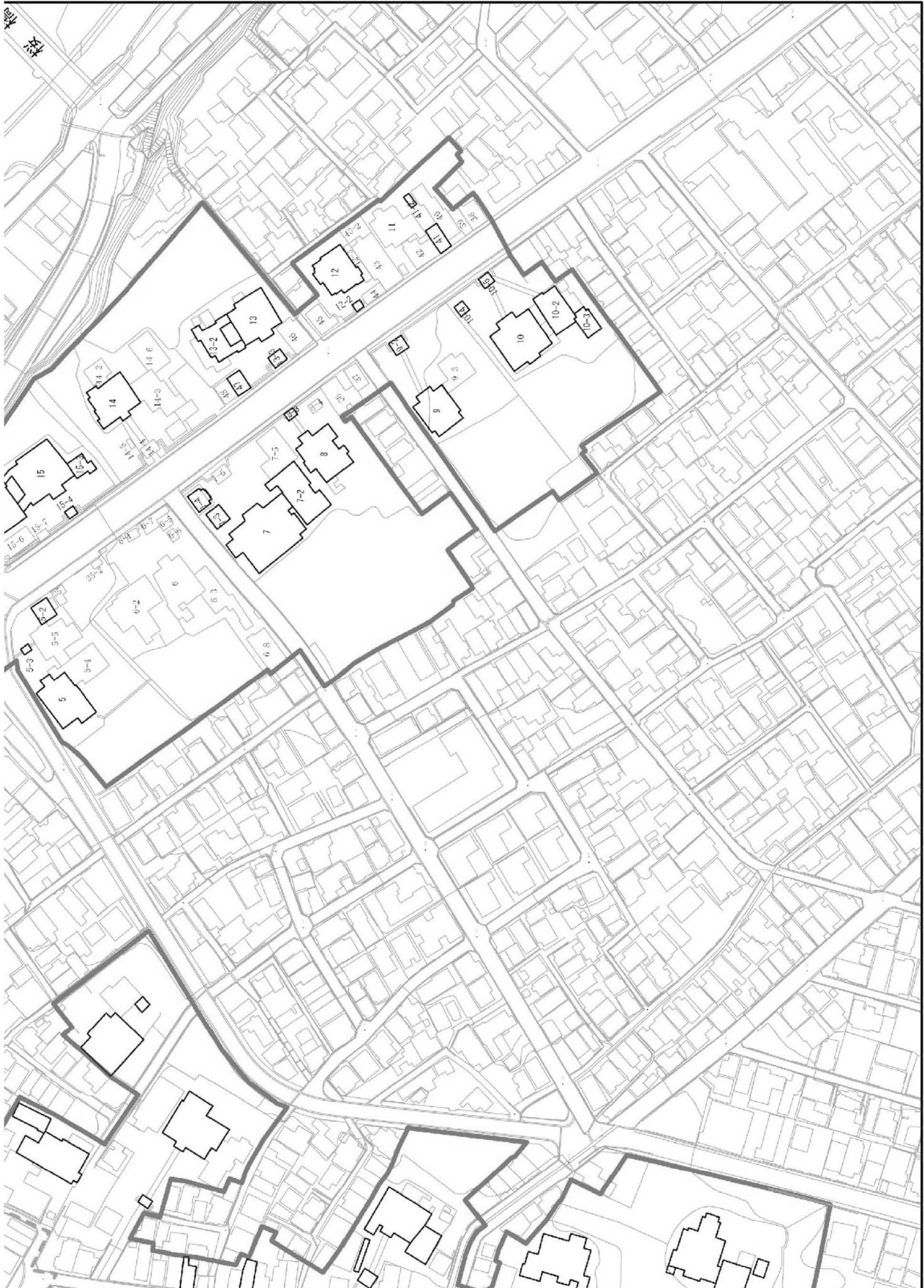
別図第2-1 伝統的建造物（建築物）に係る図面（全体）

（別図第2-1は、登載を省略し、当該図面を金沢市役所都市政策局歴史文化部歴史建造物整備課において縦覧に供します。）

別図第2-4を次のように改める。

別図第2-4 伝統的建造物(建築物)に係る図面(Cブロック)





別表第1中

50	C10-5	山門	1棟	金沢市寺町4丁目2番6号(妙法寺)		を
50	C10-5	山門	1棟	金沢市寺町4丁目2番6号(妙法寺)		
51	C26	主屋	1棟	金沢市寺町5丁目5番24号		に

改める。

平成27年(2015年)12月28日 印刷
 平成27年(2015年)12月28日 発行
 定価 120円

発行人
 発行所
 印刷所 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市
 金 沢 市 役 所
 (株) 共 栄